

7 年金・手当・貸付など

年金

【障がい基礎年金】 身 知 精

※ 給付の要件は、障がい者手帳の障がいの程度と判断基準が異なります。詳しくは窓口にご相談ください。

窓 口：区役所保険年金業務担当

《所在地：裏表紙 電話：各区の局番（104 ページ）＋9956》

（初診日において国民年金の第3号被保険者であった方、厚生年金に加入していた方は年金事務所、共済組合に加入していた方は各共済組合でお手続きください。）

障がいの原因となった傷病について初めて医師または歯科医師にかかった日（初診日）が20歳以上65歳未満の方は、①・②・③のいずれにも該当するとき、初診日が20歳未満の方は20歳になった以降に②に該当するときに支給されます。

- ① 障がいの原因となった傷病について初めて医師にかかった日（初診日）に、国民年金の被保険者であること。もしくは国民年金の被保険者であった方で初診日に60歳以上65歳未満かつ日本に住んでいること。
- ② 初診日から1年6か月を経過した日、または1年6か月以内に症状が固定した日（障がい認定日）に国民年金法施行令別表に定める1級・2級にその障がいの程度が該当すること。
- ③ 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの保険料納付済期間（免除期間・納付猶予期間・学生納付特例期間を含む）が、被保険者期間の3分の2以上であること。ただし、2026（令和8）年3月31日までに初診日がある場合は、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの1年間に未納期間がなければ支給されます。

国民年金法施行令別表に定める等級	障がいの程度	年金額
1 級	病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね就床室内に限られるもの	年額 972,250 円 (月額 81,020 円)
2 級	病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるもの	年額 777,800 円 (月額 64,816 円)

※月額は、年金額を12で除して得た参考単価《令和4年4月～令和5年3月》です。

(子の加算)

障がい基礎年金を受けはじめる時に、その方に生計を維持されている「子」(18歳に達する日以降の最初の年度末(3月31日)までの間にある「子」)がいるとき、または、受けはじめた後に出生などの事実が発生し、新たに生計を維持する「子」ができたとき、または20歳未満で障がいの程度が国民年金法施行令別表に定める1級・2級に該当する子がいるときは、次の額が加算されます。

加算対象の子	加算額(1人につき)
1人目・2人目	年額 223,800円(月額 18,650円)
3人目以降	年額 74,600円(月額 6,216円)

※ 月額は、年金額を12で除して得た参考単価《令和4年4月～令和5年3月》です。

(事後重症)

障がい認定日に、障がいの状態が2級以上に該当していない場合であっても、その後65歳に達する日の前日までにその障がいの程度が重くなり、国民年金法施行令別表1級・2級の障がいの程度に該当するようになったときには、65歳に達する日の前日までに請求をすれば障がい基礎年金が支給されます。

(基準障がい)

2級以上の障がいの程度に満たない方が、新たな傷病(「基準傷病」といいます)にかかり、「基準傷病」の障がい認定日以後65歳に達する日の前日までに、「基準傷病」による障がいと前の障がいを併せて初めて国民年金法施行令別表1級・2級に該当するときは、障がい基礎年金が支給されます。

(20歳前の障がい)

20歳前に障がいの初診日がある方で、20歳またはそれ以後の障がい認定日に国民年金法施行令別表1級・2級に該当するときは、障がい基礎年金が支給されます。ただし、ご本人の前年の所得が一定の額以上であるときは、支給額の全額又は半額が停止される場合があります。

※ 前年の所得が一定基準額以下の障がい基礎年金受給者の方に、年金に上乗せして年金生活者支援給付金が支給されます。

【特別障がい給付金】 身 知 精

※ 給付の要件は、障がい者手帳の障がいの程度と判断基準が異なります。詳しくは窓口にご相談ください。

窓 口：区役所保険年金業務担当

《所在地：裏表紙 電話：各区の局番（104 ページ）＋9956》

次の①・②のどちらかであって、当時、国民年金に任意加入していなかった期間内に障がいの原因となる傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日（初診日）があり、現在、障がい基礎年金 1 級・2 級相当の障がいに該当する方に支給されます。

ただし、65 歳に達する日の前日までに障がいの状態に該当し、請求された方に限ります。
※障がい基礎年金、障がい厚生年金、障がい共済年金などを受給することができる方は対象になりません。

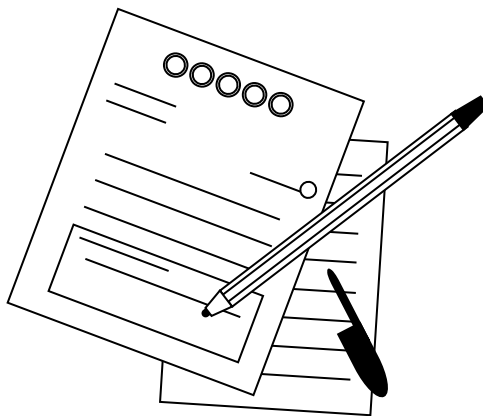
- ① 昭和 61 年 3 月以前に被用者年金制度（厚生年金保険、共済組合等の加入者等）の被保険者の配偶者で、国民年金任意加入対象であった方で、任意加入していなかった方
- ② 平成 3 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった学生で、任意加入していなかった方

	障がいの程度	支給額
障がい基礎年金 1 級相当に該当	病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね就床室内に限られるもの	月額 52,300 円
障がい基礎年金 2 級相当に該当	病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるもの	月額 41,840 円

※支給額は令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月分です。

※申請のあった月の翌月分から支給されます。

※ただし、ご本人の前年の所得が一定の額以上であるときは、支給額の全額又は半額が停止される場合があります。



【障がい厚生年金】 身 知 精

※ 給付の要件は、障がい者手帳の障がいの程度と判断基準が異なります。詳しくは窓口にご相談ください。

窓 口：年金事務所《所在地：109 ページ》
※年金相談の際には、事前に電話予約（0570-05-4890）をお願いします。

次の①・②・③の要件のいずれにも該当する方に支給されます。

- ① 病気やけがにより初めて医師にかかった日（初診日）に厚生年金保険の被保険者であるとき
- ② 初診日から1年6か月を経過した日（障がい認定日）またはその期間内に傷病が治ったときはその日に国民年金法施行令別表1級・2級の状態に該当するとき
※厚生年金保険法に定める独自の給付として、厚生年金保険法施行令別表第一3級の障がいに該当するときは障がい厚生年金のみが支給されます。

3級の障がいの程度	労働に著しい制限を受けるか、または著しい制限を加えることを必要とする状態
-----------	--------------------------------------

- ③ 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの保険料納付済期間（免除期間・若年者納付猶予期間・学生納付特例期間を含む）が被保険者期間の3分の2以上あること。ただし、初診日が令和8年3月31日までであって、初診日に65歳未満の場合は初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの1年間に未納期間がなければ支給されます。

年金額：厚生年金に加入していた期間や平均標準報酬額によって異なります。

最低保証額：年額 583,400 円

《2022（令和4）年4月～2023（令和5年3月）》

障がい基礎年金が支給されない1級・2級と3級の場合

（加給年金）

1級・2級の障がい厚生年金を受けている方で、その方によって生計維持されている65歳未満の配偶者のいるときは、223,800円《2022（令和4）年4月～2023（令和5年）3月》が加算されます。

（障がい手当金）

上記①・③に該当する方で、初診日から5年以内に治り、障がい厚生年金を受けるよりも軽い障がいが残ったときに、その治った日において厚生年金保険法施行令別表第二に定める一定の障がい程度の状態に該当するときは、障がい手当金が支給されます。

支給額：厚生年金に加入していた期間や平均標準報酬額によって異なります。

最低保証額：1,166,800円

《2022（令和4）年4月～2023（令和5年3月）》

（事後重症）

障がい認定日に国民年金法施行令別表1級・2級または厚生年金保険法施行令別表第一3級に定める程度の障がいに該当しなかった方が、65歳になるまでの間に障がいが悪化し、上記に定める障がいの程度に該当するときは、障がい厚生年金が支給されます。

（障がいの状態が変わったとき）

障がいの程度が軽くなったときは、障がい等級が変わったり、年金の支給が停止されることがありますが、再び障がいの程度が重くなったときは、本人の請求によって支給額が変更されます。

障がい者・児を扶養している方が加入者となり、加入者が死亡または重度の障がいを有する状態になったとき、障がい者・児本人に終身年金が支給されます(2口まで加入できます)。

- 窓 口 : 各区保健福祉センター福祉業務担当(所在地:裏表紙)
- 給 付 金 : 年金・・・月額 20,000 円(1口につき)
 弔慰金・・・年金を受ける前に障がい者本人が亡くなったとき、加入者に一時金として支給されます(ただし、1年以上加入した case に限ります)。
 脱退一時金・・・5年以上加入した方が、途中で制度から脱退した場合に支給されます。
- 加入資格 : 市内にお住まいの 65 歳未満の方で、特に病気や障がいがなく、次の障がい者・児を扶養している方(年齢は毎年 4 月 1 日における年齢です)
1. 知的障がい者・児
 2. 身体障がい者手帳を所持する 1 級から 3 級までの方
 3. 精神または身体に永続的な障がいを有し、1 または 2 と同程度の障がいと認められる方
- 掛 金 : 加入時の年齢により次のように区分されます。所得により減額になる場合があります(減額するには、申請が必要です)。

加入者の加入時の年齢	掛金月額(1口につき)
35歳未満	9,300円
35歳以上40歳未満	11,400円
40歳以上45歳未満	14,300円
45歳以上50歳未満	17,300円
50歳以上55歳未満	18,800円
55歳以上60歳未満	20,700円
60歳以上65歳未満	23,300円

※本制度では、4月1日現在の年齢を4月1日から翌年3月31日までの年齢とします。
 例えば、2022(令和4)年4月5日で65歳になられた方でも、2023(令和5)年3月31日までは64歳としますので、その日まで加入することが可能です(その日まで加入が承認されていることが必要です)。

手当など

【特別障がい者手当】 身 知 精

窓 口：各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）

対象者：20歳以上で、身体または精神（知的を含む）に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある方

支給額：月額 27,300円

《支給対象とならない場合（制限等）》

- 施設（通所施設を除く）に入所しているとき
- 病院・診療所に3ヶ月を超えて継続して入院しているとき
- 障がい者本人または扶養義務者の所得が一定額以上のとき

【障がい児福祉手当】 身 知 精

窓 口：各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）

対象者：20歳未満で、身体または精神（知的を含む）に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある方

支給額：月額 14,850円

《支給対象とならない場合（制限等）》

- 施設（通所施設を除く）に入所しているとき
- 障がいを支給事由とする公的年金（特別児童扶養手当を除く）を受けられることができるとき
- 障がい児本人または扶養義務者の所得が一定額以上のとき

【特別児童扶養手当】 身 知 精

窓 口：各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）

対象者：20歳未満で、政令に規定する障がい等級に該当する児童を監護している父母（主として児童の生計を維持するいずれか1人）または養育者（児童と同居し、監護し、生計を維持している方）

支給額：月額 重度の障がい 52,400円 / 中程度の障がい 34,900円

《支給対象とならない場合（制限等）》

- 手当を受けようとする方または児童が日本に住んでいないとき
- 児童が児童福祉施設（母子生活支援施設、保育所、通園施設を除く）に入所しているとき
- 児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けられることができるとき
- 父母または養育者等の所得が一定額以上のとき

【児童扶養手当】身 知 精

窓 口：各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）

対象者：父または母と生計を同じくしていない児童や、父または母が政令で定める程度の障がいの状態にある場合で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（政令で定める程度の障がいの状態にある場合は20歳未満の児童）を監護している母、児童を監護し、生計を同じくする父または養育者（児童と同居し、監護し、生計を維持している方）

支給額：月 額 … 全部支給 43,070 円 / 一部支給 43,060 円～10,160 円
児童2人以上の場合は、
2 人 目 … 全部支給 10,170 円 / 一部支給 10,160 円～5,090 円
3人目以降 … 全部支給 6,100 円 / 一部支給 6,090 円～3,050 円

を上記の額にそれぞれ加算する。

《支給対象とならない場合（制限等）》

- 請求者（母、父または養育者）もしくは児童が日本に住んでいないとき
- 児童が里親に委託されているとき
- 児童が児童福祉施設（母子生活支援施設、保育所、通園施設を除く）に入所しているとき
- 請求者が母の場合は、父と生計を同じくしているとき（ただし、父が政令で定める程度の障がいの状態にあるときを除く）
- 請求者が父の場合は、母と生計を同じくしているとき（ただし、母が政令で定める程度の障がいの状態にあるときを除く）
- 請求者（母または父）の配偶者に養育されているとき（配偶者には内縁関係にある方を含み、政令で定める程度の障がいの状態にある方を除く）
- 支給対象者である母、父または養育者等の所得が一定額以上のとき

【外国人心身障がい者給付金】身 知 精

窓 口：各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）

支給額：月額 20,000 円

対象者：大阪市内に居住し、昭和57年1月1日以前に外国人登録をしていた方で、次のいずれかに該当する方

- 昭和57年1月1日以前に20歳に達しており、同日前に身体障がい者手帳1・2級または療育手帳Aまたは認定カードの交付を受けた方、もしくは同日以降に手帳交付を受けたが、障がい発生原因の初診日が同日前である方
- 昭和57年1月1日以前に20歳に達しており、精神障がい者保健福祉手帳の等級が1級であり、障がい発生原因の初診日が同日前である方

《支給対象とならない場合（制限等）》

- 公的年金、生活保護を受給しているとき

【大阪府重度障がい者在宅生活応援制度（大阪府事業）】身 知

窓 口：各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）

対象者：大阪府内に在住し、身体障がい者手帳（1級または2級）の交付を受け、かつ療育手帳（A判定）の交付を受けている重度障がい者・児と同居し介護をされている方

支給額：月額 10,000 円

《支給対象とならない場合（制限等）》

- 重度障がい者・児が施設等に入所・入院しているとき（例外の場合あり）
- 重度障がい者が特別障がい者手当を受給しているとき

【障がい者加算（生活保護）】身 知 精

窓 口：各区保健福祉センター生活保護業務担当

（電話：各区の局番（104 ページ）＋9872～4）

対象者：生活保護を受給し、次の障がいの程度に該当する方

加算額：

身体障がい者手帳 1・2 級、精神障がい者保健福祉手帳 1 級、国民年金法施行令別表に定める 1 級に該当する障がい	加算額（月額） 在 宅：26,810 円 入院・入所：22,310 円
身体障がい者手帳 3 級、精神障がい者保健福祉手帳 2 級、国民年金法施行令別表に定める 2 級に該当する障がい	加算額（月額） 在 宅：17,870 円 入院・入所：14,870 円

※障がい者加算認定の検討を行いますので、手帳を取得または更新された場合は、すみやかに担当ケースワーカーに届出てください。

《支給対象とならない場合（制限等）》

- 精神障がいのある方で精神障がい者保健福祉手帳の交付年月日または更新年月日が障がいの原因となった傷病の初診後 1 年 6 ヶ月を経過していないとき、および障がいの状態が国民年金法施行令別表に定める 1・2 級に該当しないとき

【自動車事故対策機構（ナスバ）による介護料支給】身 精

自動車事故を原因として「脳」、「脊髄」または「胸腹部臓器」に重度の後遺障がいを持つため、日常生活動作について「常時」または「随時」の介護が必要となった方に、「独立行政法人自動車事故対策機構（ナスバ）」から介護料が支給されます。

※介護料支給額（月額）36,500 円～211,530 円

- 介護料の支給対象となる費用

介護用品の購入等・介護用消耗品の購入・在宅介護サービス

- 支給の制限

（1）次のような支援を受けている方は、支給の対象になりません。

- ① ナスバ療護施設等に入院している方
- ② 他法令に基づく施設に入所している方
- ③ 介護保険法、労災保険法など他法令に基づく介護料相当の給付を受けている方等

（2）主たる生計維持者の年間の合計所得金額が1000万円を超えると認められるとき

- 支給対象となる方および詳しい支給要件は、次の問い合わせ先にご確認ください。

問い合わせ先：独立行政法人自動車事故対策機構大阪主管支所

電 話：6942-2804

貸付

【生活福祉資金（福祉費）】

- 国が定める要綱等に基づき、大阪府社会福祉協議会が実施主体となっている貸付制度です。
- ※資金の種類により貸付条件や必要書類が異なりますので、下記の問い合わせ先にご確認ください。
 - ※申請は返済能力を超えないようご注意ください。返済が見込めないと判断される場合はご利用いただくことはできません。
 - ※貸付には原則、借入世帯とは別世帯の65歳未満で安定した収入のある「連帯保証人」が必要です。（一部の資金によっては立てない場合でも申請可能）
 - ※貸付金の利率は、連帯保証人を1名設定できる場合は無利子、連帯保証人を設定できない場合は据置期間経過後年1.5%です。
 - ※貸付けにあたっては、大阪府社会福祉協議会が審査・決定を行います。
 - ※生活福祉資金は、福祉費のほか、教育支援資金、総合支援資金、不動産担保型生活資金、緊急小口資金もあります。

資金の目的	貸付上限額	据置期間	償還期間
生業を営むために必要な経費	460万円	6か月	20年以内
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6か月以内 130万円 1年以内 220万円 2年以内 400万円 3年以内 580万円	習得後 6か月	8年以内
住宅の増改築、補修等または公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円	6か月	7年以内
福祉用具等の購入に必要な経費	170万円		8年以内
障がい者用自動車の購入に必要な経費	250万円		8年以内
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円		10年以内
負傷または疾病の療養に必要な経費（健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む。）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年を超えないときは 170万円		5年以内
	1年を超え1年6か月以内であって、世帯の自立に必要なときは 230万円		
介護サービス、障がい者福祉サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びそのサービスを受ける期間中の生計を維持するために必要な経費	サービスを受ける期間が1年を超えないときは 170万円		5年以内
	1年を超え1年6か月以内であって、世帯の自立に必要なときは 230万円		
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円		7年以内
冠婚葬祭に必要な経費	50万円		3年以内
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円	3年以内	
就職、技能習得の支度に必要な経費	50万円	3年以内	
その他日常生活上一時的に必要な経費（資金使途は限定されています）	50万円	3年以内	

問い合わせ先：お住まいの区の社会福祉協議会（区在宅サービスセンター）所在地：112ページ
 ・北区、大正区、鶴見区、住吉区、東住吉区は112ページの欄外※の問い合わせ先にご連絡ください。

【緊急援護資金】身 知 精 難

生活福祉資金等他の公的給付又は公的貸付から支給決定を受けた方が、その支払日までに緊急に資金を必要とする場合に、その世帯の援護を目的として貸付を行う資金のことです。

《貸付の対象》

1. 次のすべてに該当する方に対して資金を貸付けします。
 - (1) 大阪市の同一区内に3か月以上住所を有している方（住民票で3か月以上の居住が確認できること）
 - (2) 生活福祉資金、年金、母子父子寡婦福祉資金、生活保護、その他の公的給付又は公的貸付から支給決定を受け、現に当該給付又は貸付を受けていない方
 - (3) 生活保護法に基づく被保護者となっていない方
（ただし、生活福祉基金の教育支援資金就学支度費（短大・大学）を申請中の方は除きます）
 - (4) 償還の見込みのある方

2. 前項の規定にかかわらず、次の場合には貸付を受けることはできません。
 - (1) 本資金の貸付を受け、償還の終わっていない場合
 - (2) 他の貸付資金を滞納している場合
 - (3) 生活保護法による被保護者となっている場合
 - (4) 申請理由に虚偽がある場合

《貸付内容》

1. 貸付金額は1世帯あたり10万円以内（単身世帯は5万円以内）の必要と認める金額です。
2. 貸付は無利子としますが、償還期限経過後は年5分の利子を徴収します。
3. 保証人は不要ですが、場合により必要となることがあります。
4. 償還期限は、生活福祉資金等他の公的給付又は公的貸付の支払日の翌日となります。

問い合わせ先：お住まいの区の民生委員児童委員協議会事務局
所在地：105 ページ